

1. 議事日程

〔平成29年第2回安芸高田市議会6月定例会第1日目〕

平成29年 6月 9日
午前 10時開会
於 安芸高田市議場

- | | |
|-------|---|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | 会期の決定 |
| 日程第3 | 同意第1号 安芸高田市教育委員会委員の任命の同意について |
| 日程第4 | 議案第47号 安芸高田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第5 | 議案第48号 安芸高田市高宮老人福祉センター条例等の一部を改正する条例 |
| 日程第6 | 議案第49号 安芸高田市基幹集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例 |
| 日程第7 | 議案第50号 過疎地域自立促進特別措置法に基づく安芸高田市固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第8 | 議案第51号 安芸高田市高宮高齢者生産活動センター設置及び管理条例を廃止する条例 |
| 日程第9 | 議案第52号 平成29年度安芸高田市一般会計補正予算（第2号） |
| 日程第10 | 議案第53号 平成29年度安芸高田市水道事業会計補正予算（第1号） |
| 日程第11 | 発議第1号 地方財政の充実・強化を求める意見書について |

2. 出席議員は次のとおりである。（18名）

1番	新田和明	2番	芦田宏治
3番	玉重輝吉	4番	玉井直子
5番	山根温子	6番	前重昌敬
7番	石飛慶久	8番	児玉史則
9番	大下正幸	10番	山本優
11番	熊高昌三	12番	穴戸邦夫
13番	秋田雅朝	14番	塚本近
15番	金行哲昭	16番	青原敏治
17番	水戸眞悟	18番	先川和幸

3. 欠席議員は次のとおりである（なし）

4. 会議録署名議員

9番	大下正幸	10番	山本優
----	------	-----	-----

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（21名）

市長	浜田一義	副市長	竹本峰昭
教育長	永井初男	総務部長	杉安明彦
企画振興部長	西岡保典	市民部長	広瀬信之
福祉保健部長兼福祉事務所長	可愛川實知則	産業振興部長	猪掛公詩
産業振興部特命担当部長	青山勝	建設部長兼公営企業部長	伊藤良治
教育次長	土井実貴男	消防長	山平修
会計管理者	兼村恵	八千代支所長	佐々木早百合
美土里支所長	毛利幹夫	高宮支所長	中谷文彦
甲田支所長	小玉勝	向原支所長	新谷憲三
総務課長	高藤誠	財政課長	河本圭司
政策企画課長	行森俊荘		

6. 職務のため議場に出席した事務局の職氏名（4名）

事務局長	大田雄司	事務局次長	森岡雅昭
総務係長	國岡浩祐	専門員	大足龍利



午前10時00分 開会

- 先川議長 定刻になりました。
ただいまの出席議員は18名であります。
定足数に達しておりますので、これより平成29年第2回安芸高田市議会定例会を開会いたします。
直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。
日程に入るに先立ち、議会事務局長より諸般の報告をいただきます。
大田事務局長。
- 大田事務局長 おはようございます。
諸般の報告をいたします。
第1点、市長並びに教育長より本定例会に説明員として出席委任する者の職氏名の一覧が提出されております。
第2点、市長より平成28年度安芸高田市一般会計予算繰越明許費にかかる繰越計算書についての報告がありました。
第3点、市長より安芸高田市が資本金の2分の1以上を出資している法人の経営状況の説明書について、1件の報告がありました。
第4点、市長より3,000万円以上1億5,000万円未満の「工事請負契約の締結について」1件の報告がありました。
第5点、監査委員より平成29年4月分の例月出納検査の報告がありました。
それぞれ写しをお手元に配付しておりますので御了承ください。
以上で諸般の報告を終わります。
- 先川議長 以上をもって諸般の報告を終わります。



日程第1 会議録署名議員の指名

- 先川議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第86条の規定により議長において、9番 大下正幸君、及び10番 山本優君を指名いたします。



日程第2 会期の決定

- 先川議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。
本定例会の運営について、過日、議会運営委員会を開き御協議いただいておりますので、その結果について、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長 熊高昌三君。

- 熊高議会運営委員長 皆さん、改めましておはようございます。
平成29年第2回定例会の運営につきまして、去る5月9日及び6月2日に議会運営委員会を開き、次のとおり決定いたしましたので、報告をいたします。

まず、会期につきましては、お手元の会期日程のとおり、本日から6月27日までの19日間といたしました。

議事の都合により、6月10日から6月13日及び、6月17日から6月26日を休会といたします。

本定例会に付議されます案件は、同意1件、議案7件、発議1件の計9件でございます。

議案審議についてでございますが、お手元の付託表のとおり、議案第47号及び第49号の2件は総務企画常任委員会へ、議案第51号を文教厚生常任委員会へ、議案第52号及び53号の2件を予算決算常任委員会へ付託することといたしました。

同意1件、議案第48号及び第50号の2件につきましては、委員会付託を省略することといたしました。

なお、発議第1号の取り扱いについては、提案理由説明後、質疑、討論、採決を行うようにいたしました。

6月2日の議会運営委員会までに提出のあった陳情・要望等につきましては、お手元に配付した一覧表のとおり、文教厚生常任委員会及び産業建設常任委員会へ送付して審査することといたしました。

次に、一般質問の取り扱いについては、10人から通告がありましたので、2日間の日程といたし、通告順に、6月14日を6人、15日を4人といたしました。

以上、報告を終わります。

○先川議長 お諮りいたします。ただいまの委員長の報告のとおり、会期は19日間とすることに御異議ございませんか。

(異議なし)

○先川議長 御異議なしと認めます。よって、会期は19日間と決しました。

~~~~~○~~~~~

日程第3 同意第1号 安芸高田市教育委員会委員の任命の同意について

○先川議長 日程第3、同意第1号「安芸高田市教育委員会委員の任命の同意について」の件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 おはようございます。

本日、平成29年第2回定例会を招集させていただきましたところ、皆さん、御多用のところ、御参集を賜り、まことにありがとうございます。

さて、このたびの定例会へは、同意1件、議案7件を提出させていただきました。どうか、よろしく御審議を賜りますようお願いを申し上げます。

同意第1号「安芸高田市教育委員会委員の任命の同意について」提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、本年4月27日付で任期満了により退任をされました、永岡サ

ヨ子さんの後任として、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、亀井聖さんを教育委員会委員として任命することについて、議会の同意を求めるものであります。

亀井聖さんは、高宮町にお住まいでございまして、昭和48年に高宮中学校の教諭になられ、以来37年間教師生活の中で、学校現場を中心に、教育にかかわってこられ、平成23年3月に川根小学校校長を最後に、退職されておられます。その後、平成24年1月からは、本市の社会教育指導員として御活躍をいただいております、本市教育委員として適任であると確信をしております。

なお、任命後の任期につきましては、地方教育行政組織及び運営に関する法律第5条第1項により、平成29年6月9日から平成33年6月8日までの4年でございます。

以上、よろしく御審議の上、御同意を賜りますようお願いを申し上げます。

○先川議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

お諮りいたします。この件に関しましては、質疑、討論、及び委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

(異議なし)

○先川議長 御異議なしと認め、質疑、討論及び委員会付託を省略いたします。

これより、同意第1号「安芸高田市教育委員会委員の任命の同意について」の件を採決いたします。

本件は、これに同意することに御異議ございませんか。

(異議なし)

○先川議長 御異議なしと認めます。

よって、本件はこれに同意することに決定いたしました。

暫時、休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午前10時10分 休憩

午前10時11分 再開

~~~~~○~~~~~

○先川議長 休憩を閉じて会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第4 議案第47号 安芸高田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

○先川議長 日程第4、議案第47号「安芸高田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第47号「安芸高田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」についての提案理由の御説

明を申し上げます。

安芸高田市では、担い手への農地の集積を進め、耕作放棄地の拡大防止を図るため、農地中間管理事業に取り組んでおります。この事業を進めるに当たり、多岐にわたる権利関係の調整など、事業の円滑な推進を図る農地中間管理事業推進員を設置するため、所要の改正を行うものであります。

よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○先川議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

14番 塚本近君。

○塚本議員 ただいま市長のほうから、中山間地の農業推進のためにという御発言でございましたが、これは何名を予定をされておられるのか、お伺いをいたします。

○先川議長 答弁を求めます。

産業振興部長 猪掛公詩君。

○猪掛産業振興部長 農地中間管理事業推進員でございますが、1名を予定しております。

○先川議長 以上で答弁を終わります。

14番 塚本近君。

○塚本議員 少し仕事の内容につきまして、御説明をいただければと。そして、1名ということでございますので、安芸高田市内、広い中山間地を抱えておりますが、それに対応できるのかどうか、それも含めてお願いをいたします。

○先川議長 答弁を求めます。

産業振興部長 猪掛公詩君。

○猪掛産業振興部長 安芸高田市におきましても、高齢化が進んでおりまして、農地の流動化は非常に進んでおります。全国ですけれども、広島県のほうに農地中間管理機構という組織が一つございますけれども、現在は、その農地中間管理機構を通して、農地の出し手、それから農地の借り手、その権利関係の調整を行って、機構を通した農地の貸し借り、ということを進んでいるところでございます。

この権利関係につきましては、農地の相続とか、いろいろな法務局との調整、そういったものもございまして、そういうことを一つ一つやっていただくということで、細かな、非常に多岐にわたる業務となっております。

この業務をやっていただくために、このたび農地中間管理事業推進員を設置するというものでございますが、非常に件数は多くございますけれども、1名ということで、まずは取り組みを始めていきたいというふうに考えております。

○先川議長 ほかに質疑はありませんか。

(質疑なし)

○先川議長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件につきましては、お手元の付託表のとおり、総務企画常任委員会に付託して審査することにいたします。

~~~~~○~~~~~

日程第5 議案第48号 安芸高田市高宮老人福祉センター条例等の一部を改正する条例

○先川議長 日程第5、議案第48号「安芸高田市高宮老人福祉センター条例等の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第48号「安芸高田市高宮老人福祉センター条例等の一部を改正する条例」について提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、広島法務局において、高宮町船木地区、高宮町原田地区、高宮町羽佐竹地区及び高宮町房後地区の山耕重複地番の解消作業が行われ、4地区の山地番にかかる地番が変更されたことに伴い、関係する7条例を改正するものであります。

よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いをいたします。

○先川議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

総務部長 杉安明彦君。

○杉安総務部長 議案第48号「安芸高田市高宮老人福祉センター条例等の一部を改正する条例」について、要点の御説明を申し上げます。

議案書にあわせ、説明資料を提出をさせていただいております。そちらのほうをお願いをいたします。

説明資料の裏面をお願いをいたします。

これまでも同様の内容で条例改正をできてきておりますが、趣旨は広島法務局が行います、山地番、耕地番における同一地番解消作業に伴う本市関係条例を一括整理するための条例改正でございます。

次に、条例改正の理由でございますが、広島県内では、同一大字内の耕地と山間地に、同一の地番が付され、いわゆる重複地番が多数存在をしている実情がございます。このことから、不動産登記関係の各種行政サービスにおいて、トラブル等が発生をしておるとお聞きしております。これらを解消するため、大字内の山地番のほうの地番を変更することとし、現在法務局において順次作業が進められているところでございます。

今回の作業は、平成28年度において、安芸高田市高宮町船木、原田、羽佐竹、及び房後の4地区で作業が終了し、山地番のほうにそれぞれ10000が加算され、その旨法務局より通知を受けたところでございます。

ちなみに、これまでは八千代町の全地域、美土里町の桑田、横田、生田地域が終了しております。本年度はこれから高宮町の川根、来女木、佐々部地域において、実施をされることとなっております。

また、なお今後は、甲田町、向原町、吉田町の地域において、順次作業に取りかかる旨、お聞きをしているところでございます。

次に、議案書のほうをお願いをいたします。

議案書の1ページ以降、右が改正前、左が改正後で整理をしております。2ページ以降に具体的な内容を整理しておりますが、それぞれの施設ごとに関係いたします地番に10000を加算した地番を変更後として条例改正をいたすものでございます。

なお、この条例は5ページ、最下段にありますように、条例公布の日から施行をすることといたしております。

以上で要点の説明を終わります。

○先川議長 以上をもって要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質疑なし)

○先川議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。本案は、委員会への付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○先川議長 御異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

○先川議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第48号「安芸高田市高宮老人福祉センター条例等の一部を改正する条例」の件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○先川議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第6 議案第49号 安芸高田市基幹集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例

○先川議長 日程第6、議案第49号「安芸高田市基幹集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第49号「安芸高田市基幹集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例」についての提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、甲立基幹集落センターを廃止すること、及び広島法務局において、高宮町房後地区の山耕重複地番の解消作業が行われ、房後ふれあいセンターの所在地番が変更されたことに伴い、安芸高田市基幹集会所設置及び管理条例の一部を改正するものであります。

よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○先川議長 これをもって提案理由の説明を終わります。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。
(質疑なし)

○先川議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。
本案につきましては、お手元の付託表のとおり、総務企画常任委員会に付託して審査することにいたします。

~~~~~○~~~~~

日程第7 議案第50号 過疎地域自立促進特別措置法に基づく安芸高田市固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

○先川議長 日程第7、議案第50号「過疎地域自立促進特別措置法に基づく安芸高田市固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第50号「過疎地域自立促進特別措置法に基づく安芸高田市固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例」についての提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、過疎地域自立促進特別措置法の一部が改正されたことに伴い、関係する条例を改正するものであります。

よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いいたします。

○先川議長 これをもって提案理由の説明を終わります。  
この際、担当部長から要点の説明を求めます。  
市民部長 広瀬信之君。

○広瀬市民部長 議案第50号「過疎地域自立促進特別措置法に基づく安芸高田市固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例」について、要点の御説明を申し上げます。

本条例の趣旨につきましては、過疎地域の振興を図るため、製造業などの雇用吸収力がある業種の立地等に対する固定資産税の課税免除を行い、企業誘致や設備投資を促進することを目的として、過疎法に基づき、制定いたしているものでございます。

本案につきましては、過疎法の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、固定資産税の免除判定に係る業種の変更を行うものでございます。説明資料は、改正条項等々、内容をまとめたものでございます。資料を参考にいただきながら、議案書により条例文の改正箇所の説明をいたします。

議案書の1ページをごらんください。

下段の表は、右が改正前、左が改正後の条例でございます。条例中第1条の改正は、課税免除の業種、情報通信技術利用事業を除外し、農林水産物等販売業を追加するものでございます。

2ページをお開き願います。

第2条の改正は、情報通信技術利用事業を農林水産物等販売業に改めるとともに、法改正に伴う引用番号ずれを改めるものでございます。

附則といたしまして、改正後の条例は公布の日から施行いたすものでございます。

課税免除要件等につきましては、過疎法及び当該省令で定められており、要件判定にかかる取得価格の合計が2,700万円を超える事業用資産、家屋償却資産等を新設または増設した場合、申告により当該固定資産税が課されることとなった年度以降、3年度分免除される措置でございます。

なお、国の政策による立法措置に基づき、地方自治体が行う課税免除による減収分につきましては、減収補填制度が講じられており、本件の場合におきましては、免税額の75%が地方交付税により補填されるものでございます。

以上で要点の説明を終わります。

○先川議長 これをもって要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

15番 金行哲昭君。

○金行議員 1点お尋ねします。

この法律によって、情報通信技術利用事業または農林水産物等販売業になったということは、情報通信のほうがだめになって、農業水産のほうへ移ったということに理解してもいいんですかね。そこら、ちょっと説明をお願いします。

○先川議長 答弁を求めます。

市民部長 広瀬信之君。

○広瀬市民部長 過疎法の改訂の理由については、こちらのほうで特段承知しているわけではございません。従前の情報通信技術利用事業につきましては、過疎法の30条に規定されておりました。情報通信の技術を利用する方法により行う商品または役務に関する事業の提供に関する事業ということで、いわゆるコールセンターという事業が該当しておりました。全国的にコールセンターが多いかどうかというのは定かではございませんが、このたびの農林水産物等販売業につきましては、過疎地域内において生産された農林水産物または当該農林水産物を原料もしくは材料として製造、加工もしくは調理したものを店舗において主に他の地域の者に販売することを目的とする事業ということで、いわゆる民設の産直市等を主としたものであると考えております。こちらのほうが全国的に多いかどうかというのは、こちらのほうでは承知いたしておりません。

○先川議長 ほかに質疑はありませんか。

15番 金行哲昭君。

○金行議員 我が市では、こっちのほう言葉悪いですが、有利なということで理解してもよろしゅうございますでしょうか。

○先川議長 答弁を求めます。

市民部長 広瀬信之君。

○広瀬市民部長 この法律の改正に伴う条例の改正については、既存の施設が対象とされたものでなく、固定資産税を課するべきとなる最初の年度以降3年間ということで、まあ来年度以降ということになります。

今後コールセンターができるか、あるいは民設の産直市等ができるかどうかどちらかが判断はできないんですが、現在この課税免除に関する条例につきましても、これ以外に3業種、全て3業種、製造の事業、それと旅館業といいます。これまで、この条例が制定されて以来、全て製造業でございます。

ちなみに、平成29年度につきましても、これに該当する事業社が11社で、3,200万円の固定資産税の免除をしております。75%が交付税措置ということで、過疎法の目的が地域の振興、産業の振興、雇用の拡大ということでございます。

○先川議長 ほかに質疑はありませんか。  
(質疑なし)

○先川議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。  
お諮りします。本案は、委員会への付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。  
(異議なし)

○先川議長 異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。  
これより討論に入ります。討論はありませんか。  
(討論なし)

○先川議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。  
これより議案第50号「過疎地域自立促進特別措置法に基づく安芸高田市固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例」の件を起立により採決いたします。  
本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。  
〔起立多数〕

○先川議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第8 議案第51号 安芸高田市高宮高齢者生産活動センター設置及び管理条例を廃止する条例

○先川議長 日程第8、議案第51号「安芸高田市高宮高齢者生産活動センター設置及び管理条例を廃止する条例」の件を議題といたします。
議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。
市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第51号「安芸高田市高宮高齢者生産活動センター設置及び管理条例を廃止する条例」についての提案理由の御説明を申し上げます。
本案は、安芸高田市高宮高齢者生産活動センターの施設が、老朽化により、利用者の希望に応じた施設提供が困難になったことに伴い、施設の廃止を提案するものであります。

よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いをいたします。

○先川議長 これをもって提案理由の説明を終わります。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。
(質疑なし)

○先川議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。
本案につきましては、お手元の付託表のとおり、文教厚生常任委員会に付託して、審査することにいたします。

~~~~~○~~~~~

日程第9 議案第52号 平成29年度安芸高田市一般会計補正予算(第2号)

日程第10 議案第53号 平成29年度安芸高田市水道事業会計補正予算(第1号)

○先川議長 日程第9、議案第52号「平成29年度安芸高田市一般会計補正予算(第2号)」の件、及び、日程第10、議案第53号「平成29年度安芸高田市水道事業会計補正予算(第1号)」の件の2件を一括して議題といたします。  
議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。  
市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第52号「平成29年度安芸高田市一般会計補正予算(第2号)」についての提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ5,755万9,000円を減額し、予算の総額を210億3,244万1,000円とするものであります。

次に、議案第53号「平成29年度安芸高田市水道事業会計補正予算(第1号)」についての提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、予算第3条に定めた、収益的収入及び支出の収入につきまして、営業外収益74万3,000円を増額し、支出につきましては、予備費を74万3,000円増額するものであります。

予算第4条に定めた資本的収入及び支出の資本的収入につきましては、1,200万円を増額し、予定総額を5億775万3,000円とするものであります。資本的支出につきましては、1,500万円を増額し、予算総額を8億3,763万2,000円とするものであります。

資本的収入額が資本的支出額に対し、不足する額3億2,987万9,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額778万5,000円、過年度分損益勘定留保資金1,573万6,000円、当年度分損益勘定留保資金3億635万8,000円で補填をするものであります。

よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○先川議長 これをもって提案理由の説明を終わります。  
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。  
(質疑なし)

○先川議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

本案2件につきましては、お手元の付託表のとおり、予算決算常任委員会に付託して審査することにいたします。

~~~~~○~~~~~

日程第11 発議第1号 地方財政の充実・強化を求める意見書について

○先川議長 日程第11、発議第1号「地方財政の充実・強化を求める意見書について」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

12番 宍戸邦夫君。

○宍戸議員 それでは、発議第1号「地方財政の充実・強化を求める意見書について」提案の理由を申し上げます。

地方自治体は、子育て支援、医療、介護などの社会保障、災害対策、環境対策、地域交通の維持など、果たす役割が拡大する中で、地方財政の確立を目指すことがますます重要となっています。

安芸高田市におきましても、少子高齢化、人口減少が急激に進み、このまま続けば市税の減少、普通交付税の配分が減るなど、財政的に非常に厳しい状況が続くものと予想されます。

現在、第2次総合計画、人口減対策に向けた、まち・ひと・しごと創生総合戦略など、新たな政策課題に挑戦しています。これからも市民の皆さんのニーズに応えるため、私たちは安定した財源確保に向け、最大限の努力をする必要があります。

このため、来年度になりますが、平成30年度の地方財政予算全体の安定確保に向けて、国に対して地方財政の充実強化を求め、意見書を提出するものでございます。

よろしく願いいたします。

○先川議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質疑なし)

○先川議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。本案は委員会への付託を省略したいと思えます。これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○先川議長 御異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

○先川議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより発議第1号「地方財政の充実・強化を求める意見書について」の件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○先川議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

次回は、6月14日午前10時から再開いたします。
本日は、これにて散会いたします。
御苦労さまでした。



午前10時42分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

安芸高田市議会議長

安芸高田市議会議員

安芸高田市議会議員